

# 役員等費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 和楽会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の費用弁償に関する事項を定める。

(費用弁償)

第2条 役員等の費用弁償は、別表のとおりとする。

2 理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用について費用弁償として、役員等の居住地から計算し、交通費の実費額を支給する。

(改 正)

第3条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成18年 4月 1日に遡って施行する。

別 表

職 名	費用弁償	備 考
理 事	1回 3,000円	理事会
監 事	1回 3,000円	理事会・評議員会・監査
評議員	1回 3,000円	評議員会